

千葉市南部浄化センター下水汚泥固形燃料化事業に関する入札説明書等に対する質問への回答

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
1	入札説明書	1 2	I					用語の定義（建設 J V、応募者）	建設 J V 及び応募者を構成する企業数に制限は無いとの理解でよろしいでしょうか。 P. 10 では積極的に地元企業の活用に努めるものとする。との記載もありますので、柔軟な対応をお願いします。	制限はありません。
2	入札説明書	12	IV	1	イ			応募者の構成等	協力企業は必ずしも建設 JV に参加しなくとも良い、という理解で良いでしょうか。 その協力企業から法に則った技術員を配置することについても問題ないという理解で良いでしょうか。	前段については、運営・維持管理業務及び燃料化物の有効利用業務に係る協力企業は、建設 JV に参加する必要はありません。また、設計・建設業務を行う協力企業は、建設 JV に参加しないことも可能ですが、その場合、建設 JV の下請けとしての参加が必要です。 後段については、法に則った必要な有資格者は、法令及び入札説明書等を遵守している限り、協力企業から配置することに問題ありません。
3	入札説明書	12	IV	1	ウ			応募者の構成等	協力企業として本施設の設計・建設を行う場合、構成員である単独企業もしくは建設 JV の下請として従事することは可能でしょうか。ご教示願います。	可能です。ただし、協力企業は、入札参加資格確認申請書（様式 2-3）等に記載が必要となるとともに、基本協定及び基本契約における契約当事者となる必要があります
4	入札説明書	12	IV	1	オ			応募者の構成等	「代表企業は、特別目的会社の唯一最大の出資者になるものとする」とありますが、具体的な出資比率の下限値、目安等がございましたらご教示願います。	プラントの設計・建設を行う者及び運営事業者から本施設の運営・維持管理を受託する者が保有する特別目的会社の議決権付普通株式の保有比率の合計を 100 分の 50 を超えることとしています。このため、代表企業は下限値として、100 分の 25 を超える議決権付普通株式を保有する必要があります。
5	入札説明書	12	IV	1	キ			応募者の構成等	「構成員以外の者の特別目的会社への出資は認めない」とありますが、出資のみを目的とした構成員の参加は認められますでしょうか。ご教示願います。	事業を行わない者が、出資のみを目的として構成員に参加することは認めません。
6	入札説明書	12	IV	1	ク			応募者の構成等	落札者決定後、落札に至らなかった応募者グループに協力企業として入札参加していた企業が、当該落札者グループに協力企業として参画し、本事業に携わることは認められますでしょうか。ご教示願います。また、当該協力企業としての参画が認められない場合、下請として落札者グループから一部業務を受託・遂行することは可能でしょうか。併せてご教示願います。	前段については、協力企業が他の応募者の構成員又は協力企業となることは認めません。 後段については、落札に至らなかったグループの協力企業が、事業契約の規定に従うことで、落札したグループの下請けとして一部業務を受託・遂行することは可能です。
7	入札説明書	13	IV	1	シ			応募者の構成等	「・・・やむを得ない事情が生じた場合は、・・・代表企業以外の構成員及び協力企業については、資格・能力等の面で支障がないと本市が判断した場合には、追加・変更を認めることがある。」とありますが、貴市が当該追加・変更を認める際の「やむを得ない事情」に関し、具体的にご教示願います。	当該企業が会社分割や合併した場合、当該企業が商号変更した場合などが想定されます。
8	入札説明書	14	IV	4	(1)	オ		プラントの設計・建設を行う者	監理技術者の専任について 建設 JV を組んだ場合、代表企業以外の構成員または協力企業の主任技術者についても工場製作期間中については非専任でよろしいでしょうか。	監理技術者は、工場製作期間と現場工事期間で別の技術者を配置可能で有り、工場製作期間の監理技術者は非専任でも支障ありません。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
9	入札説明書	14	Ⅳ	4	(1)	オ		プラントの設計・建設を行う者	「・・・工期途中での業種変更は不可とする。」とありますが、具体的にどのような状況を想定されておりますでしょうか。ご教示願います。	建設工事期間中は、土木・建築、解体等の施工期間も含め、機械器具設置工事にかかる監理技術者の資格証を有する者を配置してください。
10	入札説明書	15	Ⅳ	4	(2)	イ		運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	「下水汚泥に関する燃料化施設での運転経験を有する技術者を・・・」とありますが、本事業で各応募者が提案する処理方式（炭化方式又は乾燥方式）及び採用する技術での運転経験を有する者という理解でよろしいでしょうか。	本事業で各応募者が提案する処理方式に限りません。
11	入札説明書	15	Ⅳ	4	(2)	イ		運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	「下水汚泥に関する燃料化施設での運転経験を有する技術者」に関し、運転経験年数など、貴市が期待する当該技術者の要件がございましたらご教示願います。	入札説明書に示すとおりです。
12	入札説明書	15	Ⅳ	4	(2)	ウ		運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の要件	専任配置する総括責任者は、代表企業もしくは運営・維持管理業務を担う複数の構成員のうち、最大出資企業の中から選任すべきでしょうか。ご教示願います。	最大出資企業以外からの選任も可能です。
13	入札説明書	15	Ⅳ	4	(3)			燃料化物の有効利用を行う者	燃料化物の有効利用を行う者が応募者（構成員もしくは協力企業）として参加させて頂く場合、令和4・5年度千葉市入札参加資格審査申請時に求められる登録業種がございましたらご教示願います。	燃料化物の有効利用を行う者について、指定する登録業種は特にありません。
14	入札説明書	16	V	2	(1)			入札参加資格審査	入札参加資格審査書類を提出後、貴市適否確認期間において、弊書類の一部に軽微な誤記・不足等が万が一あった場合、当該是正機会是与えられますでしょうか。念のためご教示願います。	原則は認めません。 ただし、本市が必要と認めた場合にはその限りではありません。
15	入札説明書	19	Ⅵ	5				地位の譲渡等	実際に移転しなければならなくなった場合には貴市と構成員全員の承認があった上で事業継承先へ譲渡することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑪	電気主任技術者または1級電気工事監理技術者について	電気設備工事期間外は配置不要で良いでしょうか。また断続的に工事を行う時、技術者は同一の者で無くても良いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、建設業法等に基づく適正な施工管理と品質の確保が行えるように、技術者の配置をお願いします。
17	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑪	電気主任技術者または1級電気工事監理技術者について	電気設備工事期間中に配置した技術者について、コリンズ登録は不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑫	土木工事業に係る主任技術者または監理技術者について	土木工事期間外は配置不要で良いでしょうか。また断続的に工事を行う時、技術者は同一の者で無くても良いとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解の通りです。 後段については、建設業法等に基づく適正な施工管理と品質の確保が行えるように、技術者の配置をお願いします。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
19	要求水準書	26	2	2.1	(3)	10)	⑫	土木工事業に係る主任技術者または監理技術者について	土木工事期間中に配置した技術者について、コリンズ登録は不要でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集							様式2-4 グループ構成一覧表	入札説明書添付資料-2の「プラントの設計・建設を行う企業」と「その他設計・建設を行う企業」にて建設JVを組成する場合、「その他設計・建設を行う企業」は「その他建設企業」と記載すれば良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集							様式2-5 委任状	様式に「共同企業体の名称」記入欄がありますが、ここには申請者のグループ名を記載すれば良いでしょうか。	様式2-5の「共同企業体の名称」を、「グループ名」に修正します。合わせて公表する様式集（修正版）をご参照ください。
22	様式集							様式2-6 プラントの設計・建設を行う者の要件確認書	様式に「共通の参加資格要件」記入欄がありますが、「その他設計・建設を行う企業」については、様式2-6-1を追加するとともに「その他設計・建設を行う企業の要件確認書」として様式の題名等を変更し提出すれば良いでしょうか。	様式2-6の注記に次の内容を追加します。合わせて公表する様式集（修正版）をご参照ください。 ※本施設の設計・建設業務を行う者のうち、プラントの設計・建設を行う者以外は、題名を「その他設計・建設を行う企業の要件確認書」とし、企業ごとに本様式及び添付書類をまとめて作成し、様式番号に枝番号を付加すること。なお、その他設計・建設を行う企業は「共通の参加資格要件」に係る資料を添付すること。
23	様式集			1		②		様式2-6 共通の参加資格要件 直近3ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し	直近3ヶ年とは、提出可能な直近3ヶ年との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	様式集			1		③		様式2-6 共通の参加資格要件 市税完納及び特別徴収に関する証明書	「市税完納及び特別徴収に関する証明書」について、本証明書の有効期間は資料提出日より3ヶ月以内に発行されたもので、提出は写しでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	様式集							様式2-8 プラントの設計・建設を行う者の配置予定技術者	配置予定技術者に成り得る候補者を複数提出し、実際施工する際にはそこから1名を配置することでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	様式集			1		②		様式2-10 共通の参加資格要件 直近3ヶ年分の貸借対照表及び損益計算書の写し	直近3ヶ年とは、提出可能な直近3ヶ年との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	様式集			1		③		様式2-10 共通の参加資格要件 市税完納及び特別徴収に関する証明書	「市税完納及び特別徴収に関する証明書」について、本証明書の有効期間は資料提出日より3ヶ月以内に発行されたもので、提出は写しでもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
28	様式集			2				様式2-10 当該業務を行う者の参加資格要件	配置予定技術者においては、要求水準書P41 3.1.(3).2)電気保安担当者の記載がありますが、現時点では様式に記載欄がありませんので、現時点で提出する必要は無く、契約後に必要な手続きをすれば良いという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	様式集			2		④		様式2-10 当該業務を行う者の参加資格要件	運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の配置予定技術者の業務履行実績を証明する書類について、（契約書の写し等）とありますが、実際に従事した業務の契約書の写しを添付すれば、それ以外の資料は不要との解釈でよろしいでしょうか。	当該業務の履行実績を確認できる内容であれば、契約書の写しの添付のみで問題ありません。
30	様式集			2		⑥		様式2-10 当該業務を行う者の参加資格要件	「配置予定技術者が運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写し」とありますが様式2-12の 1) 下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者 2) 業務総括責任者の2名分を添付すればよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	様式集			2		⑥		様式2-10 当該業務を行う者の参加資格要件	恒常的な雇用関係にあることを証明できる健康保険被保険者証等の写しは、入札公告時に3ヶ月以上雇用関係がある者に限ることと解釈してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	様式集							様式2-11 運営事業者から本施設の運営・維持管理業務を受託する者の業務履行実績	記入項目の1つに「技術的特記事項※3」とあり、注釈で「セー ルスポイントや留意事項と記載すること。」とありますが、 本項については、落札者決定基準書 2頁 図1で示される「② 事業提案審査」の評価には含まれないという理解でよろしい でしょうか。	ご理解のとおりです。
33	様式集						1)	様式2-12 下水汚泥に関する燃料 化施設において運転経 験を有する者	下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者について、本様式にて提出する技術者資料は、1名分でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
34	様式集						1)	様式2-12 下水汚泥に関する燃料 化施設において運転経 験を有する者	下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者について、S P Cの構成員以外の立場（S P C構成員との運転維持管理契約）で履行した運転経験を有する技術者を配置する場合、運転経験を証明するための契約書については、構成員との契約書になりますが、よろしいでしょうか。 ※燃料化事業においては、S P Cに出資するとは限らないため、自治体とS P C間で締結した契約書の写しは入手できません。	ご理解のとおりです。 なお、構成員との契約書に加え、当該構成員が当該燃料化事業の事業者であることが分かる資料（自治体のHPのコピーなど）を添付してください。

No.	資料名	頁	章	節	細節	項	目	タイトル	質問事項	質問回答
35	様式集						1) 2)	様式2-12 ・下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者 ・業務総括責任者	手持ちの業務の有無とありますが、「手持ち業務」とは、現在運転管理業務等に従事していることを記載すれば良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
36	様式集						1) 2)	様式2-12 ・下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者 ・業務総括責任者	1) 下水汚泥に関する燃料化施設において運転経験を有する者 2) 業務総括責任者 については、同一の人物が配置条件満たす場合は、同一の人物で申請可能と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	様式集						2)	様式2-12 業務総括責任者	業務総括責任者の法令による免許・資格等については、入札説明書15ページにあるIV 4 (2) ウ、「下水道法施行令第15条の3で規定する資格」を指していると思慮いたしますが、実務経験の証明も必要な場合は、当該免許・資格を証する書面として、 ①当該免許・資格の写し ②実務経験を記した経歴書を添付することによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	落札者決定基準書	3	3	(1)				入札参加資格審査	参加資格要件を満たさないことが確認された応募者は失格とする。との記載がありますが、誤字脱字等の軽微なもので市が認める場合は、対応について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則は認めません。 ただし、本市が必要と認めた場合にはその限りではありません。
39	落札者決定基準書	3	3	(2)	ア			基礎審査	基礎審査項目について、1項目でも満たさないことが確認された入札参加者は失格とする。との記載がありますが、誤字脱字等の軽微なもので市が認める場合は、対応について協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則は認めません。 ただし、本市が必要と認めた場合にはその限りではありません。
40	基本協定書（案）	1						事業者の構成	入札説明書添付資料-2の「プラントの設計・建設を行う企業」と「その他設計・建設を行う企業」にて建設JVを組成する場合、建設事業者は建設JVになると認識しております。基本協定書の前文および締結者欄では、「その他設計・建設を行う企業」の記載がありませんが、この場合は「その他建設企業」と定義すれば良いでしょうか。	落札者の構成により基本協定書の前文および締結者欄を決定します。
41	基本契約書（案）	1						事業者の構成	入札説明書添付資料-2の「プラントの設計・建設を行う企業」と「その他設計・建設を行う企業」にて建設JVを組成する場合、建設事業者は建設JVになると認識しております。基本契約書の前文および締結者欄では、「その他設計・建設を行う企業」の記載がありませんが、この場合は「その他建設企業」と定義すれば良いでしょうか。	落札者の構成により基本契約書の前文および締結者欄を決定します。